

# 後見支援預金

2021年9月1日現在

1. 商品名	・後見支援預金
2. ご利用いただける方	・成年後見人、未成年後見人で家庭裁判所が「指示書」を交付した方
3. 期間	・期間の定めはありません。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・新規口座開設時のみ、家庭裁判所が発行する「指示書」に基づき口座取引店のみでお取扱いたします。口座開設後の入金につきましては、口座取引店以外の本支店窓口、ATMでもお取扱いいただけます。 ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・家庭裁判所が発行する「指示書」に基づき口座取引店のみお取扱いたします。当金庫指定の手續申込書に届出印章により記名押印し、指示書、通帳とともに提出してください。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・変動金利 毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・年2回(3月、9月)当金庫所定の日に元金に組入れます。 ・1年を365日とする日割計算 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円として利息計算します。
7. 税金	・個人のお客さまのお利息には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。(ただし、マル優をご利用の場合は除きます) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
8. 手数料	・定期送金の際には、当金庫が別途定める為替自動振込手数料がかかります。
9. 金利情報の入手方法	・ホームページをご覧くださいか、窓口または店頭備え付けの情報表示ボードでご確認いただけます。
10. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業統括部(9時～17時、電話:053-472-2114 フリーダイヤル 0120-046-022)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等、静岡県弁護士会(電話:053-455-3009)のあっせん・仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能です。</p> <p>利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業統括部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)へお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)および静岡県弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫営業統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>

11. その他の参考となる  
事項

- キャッシュカードの発行はお受付できません。
- インターネットバンキング等、各種口座振替のご契約はできません。
- 総合口座でのお取扱いはできません。
- 給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取はできません。
- 家庭裁判所の「指示書」に基づき解約のお申出があった場合、および成年被後見人様が死亡するなど法定後見制度の適用対象外となった場合には、契約は終了します。
- 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。
- 無利息型のお取扱いもできます。その場合は、全額預金保険制度の対象です。

